

日立市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

日立市奨学金貸付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月1日提出

日立市長 小川春樹

---

(提案説明)

日立市奨学金の貸付人員を拡充する等のため、本条例を制定するものであります。

## 日立市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

日立市奨学金貸付条例（昭和39年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「（修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。）」を削り、同条第2号中「（修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。）」を削り、「120人」を「180人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 個人番号カード及び端末機を使用して証明書等の交付を受けた場合の手数料の額について、次のとおり引き下げることとした。

区 分	改正前	改正後
住民票の写し	200円	150円
戸籍全部（個人）事項証明書	450円	350円
印鑑登録証明書	200円	150円
納税証明書・課税証明書	300円	250円